

生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）

第1～第2条（略）

（表示事項）

第3条 生鮮食品の品質に関し、販売業者（販売業者以外の包装等を行う者が表示する場合には、その者を含む。以下同じ。）が表示すべき事項は、次のとおりとする。ただし、生鮮食品を生産（採取及び採捕を含む。以下同じ。）し、一般消費者に直接販売する場合又は生鮮食品を設備を設けて飲食させる場合はこの限りでない。

- （1）名称
- （2）原産地

2（略）

（表示の方法）

第4条 前条第1項第1号及び第2号に掲げる事項並びに同条第2項の内容量の表示に際しては、販売業者は、次の各号に規定するところによらなければならない。

- （1）名称
その内容を表す一般的な名称を記載すること。

（2）原産地

次に定めるところにより事実即して記載すること。ただし、同じ種類の生鮮食品であって複数の原産地のものを混合した場合にあっては当該生鮮食品の製品に占める重量の割合の多いものから順に記載し、異なる種類の生鮮食品であって複数の原産地のものを詰め合わせた場合にあっては当該生鮮食品それぞれの名称に併記すること。

ア農産物（略）

イ畜産物

（ア）国産品にあっては、国産である旨を、輸入品にあっては原産国名を記載すること。ただし、国産品にあっては、主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を原産地として記載することができる。この場合においては、国産である旨の記載を省略することができる。

（イ）国産品に主たる飼養地が属する都道府県と異なる都道府県に属する地名を記載するときは、当該地名のほか、主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を原産地として記載しなければならない。

ウ水産物（略）

- （3）内容量（略）

中略

（表示禁止事項）

第6条 次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

- （1）実際のものより著しく優良又は有利であると認識させられる用語
- （2）第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語
- （3）その他製品の品質を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

（その他生鮮食品の品質に関する表示に係る基準）

以下略